

習志野

広報

NARASHINO

2011
4/25

臨時号

下水道の復旧に向けて.....2

液状化現象について・
被災者向けの住宅無償提供.....3

被災者相談受付・支援内容一覧.....4

この度の東日本大震災で被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

この広報習志野臨時号では、習志野市の復旧に向けた取り組み状況を紹介します。また、被災された方々のための支援制度をまとめましたのでご活用ください。

習志野市民の皆様が一日も早く安全で安心な生活を再建できるよう全力を尽くしてまいります。

習志野市役所 ☎(451)1151(代)

被災者総合相談案内窓口を開設しています

【開設期間】

平成23年5月15日(日)まで
午前9時～午後5時(祝日を除く、土日も開設)

【開設場所】

市役所第三分室 2階

【相談内容】

被災者生活再建支援制度のご案内・申請受付、
ならびに各担当窓口のご案内

詳細は4ページをご覧ください。

※併せて、この窓口では建築士による『個別住宅相談』も、
5月1日(日)まで行っています。

習志野文化ホール再オープンへ



習志野文化ホールも天井材の一部が落下するなどの被害を受け、公演や演奏会を楽しみにされていた皆様にご迷惑をおかけしました。

5月12日(休)の開館を目指して復旧工事を進めています。

住家被害認定調査について

この度の震災で被害を受けた住家の被害状況を把握し、り災証明書の円滑な発行を図るため、調査専門員とともに外観調査を実施しています。

※り災証明書は、税制課窓口(第三分室1階)で、申請に基づき審査のうえ発行します。



東日本大震災が発生して1カ月半が経過しました。東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした大震災により、多くの人命が失われ、現在もたくさんの方が避難生活を余儀なくされています。改めて、亡くなられた方々に心から哀悼の意を捧げるとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

この震災では、習志野市も大きな被害を受けました。特に国道14号より南の袖ヶ浦、香澄、秋津、谷津の埋立地域では、液状化現象に見舞われ、上下水道、電気、ガスなど、生活の基礎であるライフラインが損傷したほか、家屋の傾斜や塀の倒壊など、住宅にも多くの爪痕を残しました。

市では、地震発生直後より被害状況の把握に努めるとともに、関係機関と一体となって総力を挙げ復旧に取り組んでまいりました。ボランティアをはじめとする多くの方々のご協力もいただき、これまで一歩ずつではありますが、復旧を進めることができましたことに、深く感謝申し上げます。しかし、下水道につきましては今もなお使用に支障をきたしており、申し訳ありませんが暫定復旧までもうしばらくお時間をいただきたいと思っております。皆様の節水への心がけをよろしくお願いいたします。

縁あって習志野市にお住まいになりこの地での絆を大切にされている市民の皆様が、元気あふれる生活を送れるよう、「みんなががんばろう習志野」を合言葉に心をひとつにして、引き続き全力で復旧にあたってまいります。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

習志野市長 荒木勇

下水道の復旧に向けて

習志野市の国道14号以南の埋立地域では、先の地震により下水道管が大きな被害を受け、広報習志野4月1日号で市民の皆様へ下水道の使用制限をお願いしました。

現在、日々復旧に取り組んでおり、市ホームページで復旧作業の進捗状況等を掲載しています。主な作業としては、①下水道管が土砂等で詰まった箇所では下水道本管内の土砂の抜き取りやテレビカメラ調査を実施しています。②破損箇所については、ポンプを稼働させて下流へ放流しています。③秋津汚水中継ポンプ場地域では、下流の一部で汚水幹線が詰まっているため、雨水管を経由し菊田川に塩素を添加し排水しています。この対策として、4月中に菊田川に簡易処理施設を設置します。また、6月末をめどに下水道管の仮復旧工事を進め、段階的に使用制限を緩和し、抑制区域としてまいります。

なお、下水道の使用制限地区外であっても、引き続き市内全域は「25%抑制区域」となっておりますので、ご不便をおかけしますが、今しばらく排水の抑制にご協力いただきますようお願いいたします。

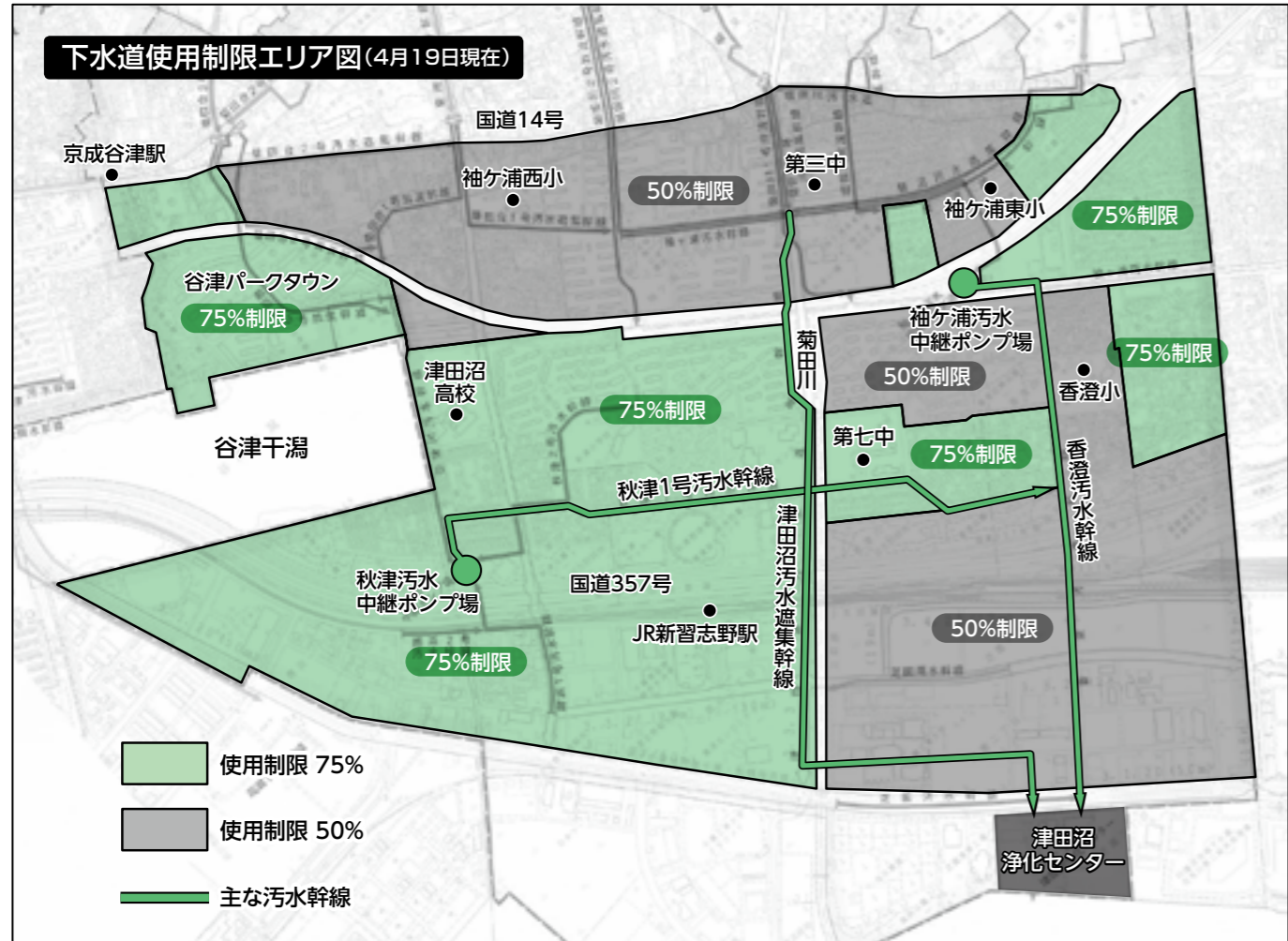
問合せ 下水道課



急ピッチで4月中に完成させる菊田川の簡易污水处理施設



香澄地区で大きく陥没した下水道幹線マンホールの修復工事

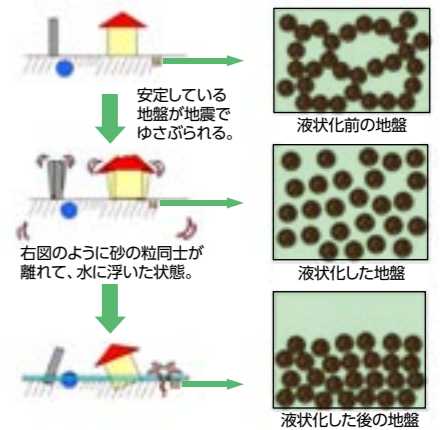


液状化現象について

今回の震災では本市の埋立地域が液状化現象によって道路の陥没や隆起、下水道の損傷など甚大な被害を受けました。液状化とはどのような現象なのでしょう？

液状化のメカニズム

「液状化」とは、水で飽和した砂地盤に振動が作用することにより、それ以前は安定していた地盤が、液状になり流動しやすい状態になることを指します。液状化した部分が圧力を受けたときに、完全に密閉状態にあれば、流動化することはありませんが、水道ができる^{みずみち}とそこを^{みずみち}って液状化した部分が流れ出し、地上に水と砂が噴き出します。また、これにより、地盤が沈下します。



国道14号以南の地域における道路の側溝清掃について

液状化現象により道路上に流出した土砂については、第一次作業として道路の交通開放に向けた撤去を3月18日までに行い、次に第二次作業として道路上に堆積した土砂を3月31日までに撤去しました。

そして、第三次作業として残りの土砂撤去を4月15日までにはほぼ完了しました。

また、道路の側溝清掃につきましても被害の大きい袖ヶ浦5丁目・6丁目、香澄3丁目から順次実施しており、4月末完了を目指しています。

問合せ 道路交通課



傾斜住宅の補修について

液状化現象により生活の拠点である住宅が傾斜し、不安な思いをされている市民の方もいらっしゃいます。傾斜した場所で長く生活すると、原因不明の頭痛、めまい、吐き気などの健康被害が起こることもあり早急な補修が望まれます。

4月16日および17日、社団法人日本建築構造技術者協会(JSCA・千葉)の協力を得て、香澄、袖ヶ浦地区で傾斜住宅の補修に関する説明会を実施し、それぞれ約600世帯の方々が参加されました。

傾斜住宅の補修についてはさまざまな工法がありますので、詳細についてはJSCA(ジャスカ)・千葉のホームページをご覧くださいか直接お問合せくださいますようお願いいたします。

社団法人 日本建築構造技術者協会 (JSCA・千葉)
http://www.jsca-chiba.com
☎043(225)2181

被災者向けの住宅無償提供について

東日本大震災により被災された方々のために、国の協力を得て市内の国家公務員宿舎を確保することができましたので、被災者の方々へ無償で提供します。

- 1. 対象者**
習志野市内に居住し、東日本大震災により住宅に被害を受け、建替えまたは改修等のため仮住居の必要な方(原則り災証明書で半壊以上とされた方)。
- 2. 入居期間**
建替えまたは改修等に要する期間内で原則1年以内。
- 3. 使用料**
無償。ただし、共益費、光熱費、退去時のリフォーム費等は入居者負担。また、ガスコンロおよび照明器具は無し。

- 4. 申込方法**
住宅課で配布の希望調査書を提出(必要なもの: り災証明書、印鑑)
 - 5. 受付期間**
4月25日(月)~5月13日(金)
午前8時30分~午後5時(祝日を除く、土日も開設)
 - 6. 入居可能日**
6月1日以降(予定)
 - 7. その他**
希望者多数の場合は公開抽選を行います。
- 【問合せ・受付】**
住宅課(第二分室1階)

被災者相談受付・支援内容一覧

被災者総合相談案内窓口では、「被災者生活再建支援制度」のご案内・申請受付を行っています。個別の相談は下記の被災者相談受付・支援内容一覧の担当課へお問合せください。

【持ち物】 被災証明書、印鑑、住民票、預金通帳の写し、その他被災証明書のり災程度や加算支援金申請等により別途書類が必要となります。

「被災者生活再建支援制度」とは
り災証明書のり災程度により、住宅が全壊、大規模半壊、半壊（半壊解体のみ）した世帯に支援金が支給されます。

	相談受付・支援の内容	担当課・問合せ先
被災証明書	り災証明書および被災証明書の申請時に必要となるもの申請してから、審査後に発行となります。早めに申請をお願いします。 【持ち物】 印鑑、本人確認できるもの、被災状況写真。本人または同一世帯の方以外が申請する時は委任状が必要。電話等でご確認ください。	税制課 第三分室1階
住まいの確保・生活再建	災害援護資金の貸付	社会福祉課 本庁舎1階 臨時窓口
	住宅修繕のあっせん	商工振興課 第三分室2階
	被災された方への住宅確保(市内の国家公務員宿舎)	住宅課 第二分室1階
	ガス料金等の支払期限の延長	企業局 営業企画室 ☎(475)3321
	し尿汲み取り手数料の減免	クリーン推進課 第三分室2階
	廃棄物処理手数料の減免	グリーンセンター施設課 芝園清掃工場 ☎(451)1793
	住宅に被害を受けられた方への補修資金・建設資金・購入資金の融資の相談	住宅金融支援機構 お客様コールセンター ☎0120(086)353
	東日本大震災の被災者向け支援融資制度	各金融機関相談窓口
税金	個人市民税の納期延長・減免	市民税課 第三分室1階
	固定資産税の納期延長・減免	資産税課 第三分室1階
	市税(個人市民税・固定資産税)の納付を一定期間猶予	税制課 第三分室1階
保険料・年金	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の減免	国保年金課 本庁舎1階(市民食堂2階)
	保険医療機関等での窓口負担の減免・猶予	保険医療機関等への申し立て
	国民年金保険料の免除	国保年金課 本庁舎1階(市民食堂2階)
	老齢福祉年金および障害基礎年金の支給停止の解除	国保年金課 本庁舎1階(市民食堂2階)
福祉	介護保険料の減免	介護保険課 本庁舎1階
	介護サービス利用料の減免	介護保険課 本庁舎1階
	障害福祉サービス利用料の減免	障害福祉課 本庁舎1階
	地域生活支援事業利用料の減免	障害福祉課 本庁舎1階
子育て	市立小・中学生の教科書の給与	学校への申請(各学校)
	小・中学校の就学援助(準要保護)	学校への申請(各学校)
	保育所保育料、幼稚園保育料、こども園保育料(長・短)、一時保育料の減免	こども保育課 本庁舎1階 臨時窓口
	放課後児童会育成料の減免	青少年課 第四分室2階
その他	災害弔慰金	社会福祉課 本庁舎1階 臨時窓口
	生活福祉資金貸付制度(千葉県社会福祉協議会の事業)	習志野市社会福祉協議会 ☎(452)4161
	災害見舞金	習志野市社会福祉協議会 ☎(452)4161
	NHK放送受信料の減免	NHK船橋営業センター ☎047(435)8100
	中小企業資金融資等のための罹災証明書について	商工振興課 第三分室2階
	被災中小企業者支援施策 東北地方太平洋沖地震緊急特別相談窓口	習志野商工会議所 ☎(452)6700
	避難先における情報提供の受付について(全国避難者情報システム) ※東日本大震災等により、被災地より習志野市に避難されている方は、市民課まで情報をお寄せください。避難元の県・市町村に情報提供し、避難元自治体からの各種通知や情報提供に利用させていただきます。	市民課 本庁舎1階(市民食堂2階)

- 上記の手続きには、印鑑や、被災証明書など必要となる書類がありますので、各担当窓口まで直接お問合せください。
- 平成23年4月17日現在の情報となりますので、変更や新たな制度等が発表になった場合は、広報習志野・ホームページ等で随時お知らせする予定です。